

令和3年12月7日

更新時期を迎えられる認定実務実習指導薬剤師様

一般社団法人 薬学教育協議会  
病院・薬局実務実習近畿地区調整機構  
委員長 濱口常男

### 認定実務実習指導薬剤師の更新認定にかかる更新講習について

拝啓 平素は本近畿地区調整機構の活動にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、薬学6年制実務実習に格別のご尽力を賜り重ねて御礼申し上げます。

さて、日本薬剤師研修センターより、認定実務実習指導薬剤師の更新認定にかかる更新講習の受講に関するみなし扱いのアドバンスワークショップ(AWS)修了者の有効期間の重要な通知(下記)がありましたのでお知らせします。

更新認定の更新講習の受講について、一般社団法人薬学教育協議会が開催する、いわゆるAWSのうち、認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領 11. (1)③に規定する更新講習を受講したものとみなせるもので、平成28年4月1日より平成30年12月31日までに実施したAWSの修了証の有効期間は令和3年12月31日です。更新申請条件に合致する方で、この修了証を更新講習の受講証として更新申請される方は、かならず令和3年12月31日(消印有効)までに更新申請書類を提出してください。令和4年1月1日以降では、修了証の有効期間が切れているものは無効となり、更新申請には使用できないことに、ご注意くださいようお願い申し上げます。

なお、更新申請受付期間を認定の有効期間が終了する日の6か月前からとしていますので、認定期限が2022年3月31日の方も12月中に申請できます。

敬具

記

公益財団法人日本薬剤師研修センターからの通知(令和3年12月3日)

参考: 日本薬剤師研修センターのURL(更新に関するページ)

[https://www.jpec.or.jp/nintei/ninteijitumu/certificate\\_renew.html](https://www.jpec.or.jp/nintei/ninteijitumu/certificate_renew.html)

以上